

日常生活用具給付品

種目	対象者	性能	耐用年数	対象年齢
特殊寝台	下肢又は体幹機能障害２級以上	原則として頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの	８年	学齡児以上
特殊マット	知的障害Ａ２以上 下肢又は体幹機能障害１級以上	褥瘡の防止又は失禁等による汚染又は損耗を防止できる機能を有するもの	５年	３歳以上
特殊尿器	下肢、体幹機能障害１級（常時介護を要する者）	尿が自動的に吸引されるもので、障害者又は介護者が容易に使用し得るもの	５年	学齡児以上
入浴担架	下肢又は体幹機能障害２級以上（常時介護を要する者）	障害者を担架に乗せたままリフト装置により入浴させるもの	５年	３歳以上
体位変換器	下肢又は体幹機能障害２級以上（常時介護を要する者）	介護者が障害者の体位を変換させるのに容易に使用し得るもの	５年	学齡児以上
移動用リフト	下肢又は体幹機能障害２級以上	介護者が重度障害児（者）を移動させるにあたって、容易に使用し得るもの。ただし、天井走行型その他住宅改修を伴うものを除く。	４年	３歳以上
浴槽（湯沸器を含む）	下肢又は体幹機能障害２級以上	障害者が容易に使用し得るもの	８年	学齡児以上
入浴補助用具	下肢又は体幹機能障害であって入浴に介護を必要とする者	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、障害者又は介助者が容易に使用し得るもの。ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く	８年	３歳以上
便器	下肢又は体幹機能障害２級以上	障害者や介護者が容易に使用し得るもの（手すりをつけることができる）ただし、取り替えに当たり住宅改修を伴うものを除く	８年	学齡児以上
T字杖、棒状の杖	平衡、下肢、体幹機能障害	障害者が容易に利用できるもの。施設利用者も可	４年	３歳以上

種目	対象者	性能	耐用年数	対象年齢
移動、移乗支援用具	平衡又は下肢若しくは体幹機能障害で、家庭内の移動等において介助を必要とする者	おおむね次のような性能を有する手すり、スロープ等であること ア 障害者の身体機能の状態を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの イ 転倒予防、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の用具とする ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く	8年	3歳以上
頭部保護帽	平衡、下肢、体幹、知的、精神障害、(てんかんの発作等により頻繁に転倒するもの)	転倒の衝撃から頭部を保護できるもの 施設利用者可	3年	
特殊便器	上肢障害2級以上、知的障害A2以上	温水温風を出し得るもの ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く	8年	学齢児以上
火災警報器	身体障害2級以上、知的障害A2以上(火災発生の感知及び避難が著しく困難な障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯)	室内の火災を煙又は熱により感知し、音又は光を発し屋外にも警報ブザーで知らせ得るもの	8年	
自動消火器	身体障害2級以上、知的障害A2以上(火災発生の感知及び避難が著しく困難な障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯)	室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消火液を噴射し、初期火災を消火し得るもの	8年	
電磁調理器	視覚障害2級以上、知的障害A2以上(視覚又は知的障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯)	障害者が容易に使用し得るもの	6年	18歳以上
歩行時間延長信号機用小型送信機	視覚障害2級以上	視覚障害者が容易に使用し得るもの	10年	学齢児以上
聴覚障害者用屋内信号装置	聴覚障害2級(聴覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯で日常生活上必要と認められる世帯)	音声等を視覚、触覚等により知覚できるもの	10年	18歳以上

種目	対象者	性能	耐用年数	対象年齢
透析液加温器	腎臓機能障害3級以上で自己連続携帯式腹膜灌流法(CAPD)による透析療法を行う者	透析液を加温し、一定温度に保つもの	5年	3歳以上
ネブライザー(吸入器)	呼吸器機能障害3級以上又は同程度の障害であって、必要と認められる者	障害者や介護者が容易に使用し得るもの	5年	3歳以上
電気式たん吸引器	呼吸器機能障害3級以上又は同程度の障害であって、必要と認められる者	障害者や介護者が容易に使用し得るもの	5年	3歳以上
酸素ボンベ運搬車	医療保険における在宅酸素療法を行う者	障害者や介護者が容易に使用し得るもの	10年	18歳以上
視覚障害者用体温計(音声式)	視覚障害2級以上(視覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯)	視覚障害者が容易に使用し得るもの	5年	学齢児以上
視覚障害者用体重計	視覚障害2級以上(視覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯)	視覚障害者が容易に使用し得るもの	5年	学齢児以上
携帯用会話補助装置	音声言語機能障害者又は肢体不自由者であって、発声・発語に著しい障害を有する者	携帯式で、ことばを音声又は文章に変換する機能を有し、障害者が容易に使用し得るもの	5年	学齢児以上
*パーソナルコンピュータ	上肢障害2級以上又は言語、上肢複合障害2級以上(文字を書くことが困難なものに限る)	障害者が容易に使用できるもの(プロテクター、プリンター等を付帯することができる)	6年	学齢児以上
情報・通信支援用具	視覚、上肢機能障害2級以上	コンピュータの入力等が可能となる周辺機器	6年	学齢児以上
点字ディスプレイ	視覚障害2級以上の者で職業上又は教育上において使用が必要と認められるもの	文字等のコンピュータの画面情報を点字等により示すことのできるもの	6年	18歳以上
点字器	視覚障害2級以上	点字板	7年	学齢児以上
点字タイプライター	視覚障害2級以上	視覚障害者が容易に使用し得るもの	5年	学齢児以上
視覚障害者用ポータブルレコーダー	視覚障害4級以上	音声等により操作ボタンが知覚又は認識できかつDAISY方式による録音並びに再生できるもの。視覚障害者が容易に使用し得るもの	6年	学齢児以上

種目	対象者	性能	耐用年数	対象年齢
視覚障害者用活字文書読上げ装置	視覚障害2級以上	文字情報と同一紙面上に記載された当該文字情報を暗号化した情報を読み取り音声信号に変換して出力する機能を有するもので視覚障害者が容易に使用し得るもの	6年	学齢児以上
視覚障害者用拡大読書器	視覚障害者であって、本装置により文字等を読むことが可能になる者	画像入力装置を読みたいもの(印刷物等)の上に置くことで、簡単に拡大された画像(文字等)をモニターに映し出せるもの	8年	学齢児以上
視覚障害者用時計	視覚障害者2級以上。なお、音声時計は、手指の感覚に障害がある等のため触読式時計の使用が困難な者を原則とする	視覚障害者が容易に使用し得るもの	10年	18歳以上
聴覚障害者用通信装置(ファックス)	聴覚障害者又は発声・発語に著しい障害のあるもの	一般の電話に接続することができ、音声の代わりに、通信が可能な機器であり、障害者が容易に使用できるもの	5年	学齢児以上
聴覚障害者用情報受信装置	聴覚障害者	字幕及び手話通訳付きの聴覚障害者用番組並びにテレビ番組に字幕及び手話通訳の映像を合成したものを画面に出力する機能を有し、かつ、災害時の聴覚障害者向け緊急信号を受信するもので、聴覚障害者が容易に使用できるもの	6年	3歳以上
人工喉頭	喉頭摘出した音声機能障害者	施設利用者も可	5年	3歳以上
点字図書	主に、情報の入手を点字によっている視覚障害者	点字により作成された図書、施設利用者も可	—	3歳以上 施設利用者も可
大活字図書	視覚障害者で、この図書により文書等を読むことが可能になるもの	文字の大きさや行間を調整し、大きな活字で組み直した図書	—	3歳以上 施設利用者も可
DAISY 図書	視覚障害者で、この図書により文書等を読むことが可能になるもの	デジタル録音された音声による図書	—	3歳以上 施設利用者も可

種目	対象者	性能	耐用年数	対象年齢
ストーマ装具	ストーマ造設者	施設利用者も可 最大6ヶ月単位で支給可能とする。	—	3歳以上
紙おむつ	高度の排便、排尿機能障害のある全身性障害者等 (注4)	施設利用者も可 医師意見書の必要な場合あり 最大6ヶ月単位で支給可能とする	—	3歳以上
収尿器	高度の排尿機能障害者	施設利用者も可	1年	3歳以上
居宅生活動作補助用具	下肢、体幹機能障害、乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害(移動機能障害に限る)を有する者であって障害等級3級以上の者(ただし、特殊便器への取替えをする場合は上肢障害2級以上の者)	障害者の移動等を円滑にする用具で設置に小規模な住宅改修を伴うもの ※障がい者等一人につき原則1回とする。	—	学齢児以上
訓練用ベッド	下肢又は体幹機能に障害を有する者	腕又は脚の訓練ができる器具を備えたもの	8年	学齢児以上である者
動脈血中酸素飽和度測定器(パルスオキシメーター)	呼吸機能障害等により呼吸管理上必要な者	呼吸状態を継続的にモニタリングすることが可能な機能を有し、障害者等及び介護者が容易に使用できるもの	5年	
視覚障害者用情報受信装置	視覚障害2級以上である者	地上デジタル放送及び災害時の緊急警報放送が受信できるもので、視覚障害者が容易に使用できるもの	6年	学齢児以上である者

(注)

- 1 乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害の場合は、表中の上肢・下肢又は体幹機能障害に準じ取扱うものとする。
- 2 聴覚障害者用屋内信号装置にはサウンドマスター、聴覚障害者用目覚まし時計、聴覚障害者用屋内信号等を含む。
- 3 「浴槽(湯沸器含む)」については、実施主体が必要と認める場合には、「浴槽」及び「湯沸器」を個々の種目として給付できるものとする。
- 4 紙オムツの支給対象者は3歳以上であって、次の何れかに該当する者とする。
  - (1) 治療によって軽快の見込みのないストーマ周辺の皮膚の著しいびらん、ストーマの変形のためストーマ用装具を装着することができない者並びに先天性疾患(先天性鎖肛を除く)に起因する神経障害による高度の排尿機能障害又は高度の排便機能障害のある者及び先天性鎖肛に

対する肛門形成術に起因する高度の排便機能障害のある者で、紙オムツ等の用具を必要とするもの。

(2) 脳性麻痺等脳原性運動機能障害により排尿若しくは排便の意思表示が困難な者で、医師意見書（様式任意）により紙オムツ等の用具類を必要とするもの。

ただし、手帳等で乳幼児期からの脳原生疾患及び二分脊椎等が身体障害者手帳で告知不能が確認できる場合、医師意見書は不要です。

5 難病患者の方については、医師意見書（様式任意）が必要です。